

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月6日

香川県知事 浜田 恵 造

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第732号	肉骨粉	チキンミール	窒素全量 9.0 りん酸全量 5.0	該当なし	讃佑化成企業組合 香川県高松市西山 崎町152番地	令和9年5月19日
香川県第733号	蒸製毛粉	フェザーミール	窒素全量 13.0	該当なし	讃佑化成企業組合 香川県高松市西山 崎町152番地	令和9年6月12日